

ひとり親家庭等医療費助成制度について

[申請方法]

助成を受けるためには、事前に申請が必要です。

[手順]

1. 受給資格確認のため、担当職員による面談の上、必要な書類をご案内します。
2. 必要書類をご準備いただき申請をします。

[申請に必要なもの]

- 申請者と児童の健康保険証または資格確認書(マイナ保険証の方は資格情報画面等の提示)
- 申請者と児童の個人番号がわかるもの(マイナンバーカード、個人通知カード)
- 申請者と児童の戸籍謄本・・・省略できる場合があります
- 申請者の課税証明書・・・省略できる場合があります
- その他(受給要件によって、必要な書類が異なります)

[支給内容]

入院・通院の保険医療費の自己負担額。(保険外診療や入院時の食事代などは助成の対象外です。)

[所得の算出方法]

所得額＝年間収入額＋養育費※－必要経費(給与所得控除額等)－80,000円(社会・生命保険料相当額)－諸控除

※児童の父又は母から、その児童の養育に必要な経費について、母、父又は児童が受け取る金品等で、その金額の80%

[所得制限限度額] (令和7年1月から)

扶養親族等の数	請求者(受給者)	配偶者及び扶養義務者
0人	2,080,000円未満	2,360,000円未満
1人	2,460,000円未満	2,740,000円未満
2人	2,840,000円未満	3,120,000円未満
3人	3,220,000円未満	3,500,000円未満
4人	3,600,000円未満	3,880,000円未満
5人目以降	1人につき380,000円加算	
加算額(右に該当する場合は上記の制限限度額に加算されます。)	・老人控除対象配偶者及び老人扶養親族 1人につき、100,000円 ・特定扶養親族又は控除対象扶養親族 (19歳未満の者に限る。) 1人につき、150,000円	・老人扶養親族 (扶養親族がすべて70歳以上の場合は1人を除く。) 1人につき60,000円

[諸控除]

障害者控除	270,000円	雑損控除	当該控除額
特別障害者控除	400,000円	医療費控除	当該控除額
勤労学生控除	270,000円	配偶者控除	当該控除額
寡婦(寡夫)控除	270,000円	小規模企業共済等掛金控除	当該控除額
寡婦控除(特別)	350,000円		